

村田町 農業委員会だより



令和6年1月1日発行

謹賀新年

企画・編集
〒989-1392

村田町農業委員会
村田町大字村田字迫6
電話 0224-83-6409

遊休農地の解消に向けて農地パトロールを実施！



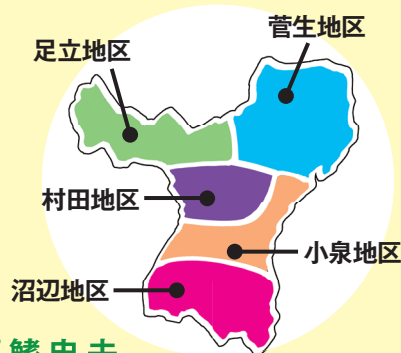
主な内容

- ◎ 遊休農地解消に向けて
- ◎ 農地の形質変更は届出が必要です
- ◎ 農地の売買、貸し借り、転用は許可が必要です
- ◎ 農地を適切に管理しましょう
- ◎ 農地を相続したときは届出を！
- ◎ 農業者の未来を支える農業者年金

農地などの相談はあなたの地区の委員へお気軽にどうぞ

農業委員会業務をより適切に行うため、村田町を5つに分けて農地の売買や賃借などの審議、農地利用の最適化の推進に関する活動を行っています。

- 会長 …… 大沼善明
- 会長職務代理 …… 山家文雄



- | | | | | | |
|------|--------|---------|---------|---------------|--------|
| 菅生地区 | ● 小山昭一 | ■ 小林光正 | ■ 高橋洋一 | | |
| 足立地区 | ● 丹野敬吉 | ■ 村上光博 | ■ 佐々木恒明 | | |
| 村田地区 | ● 南部 仁 | ● 前野幸子 | ■ 佐山加代子 | ■ 河 緒 忠 夫 | |
| 小泉地区 | ● 大沼善明 | ● 渡邊長松 | ■ 岩間一義 | ■ 大沼三男 | |
| 沼辺地区 | ● 山家文雄 | ● 櫻井とし子 | ■ 二瓶養作 | ■ 佐藤義宏 | ■ 櫻井正人 |
| | | | ● 農業委員 | ■ 農地利用最適化推進委員 | |

遊休農地解消に向けて

農業委員会では、農地法に規定されている遊休農地の解消に向けて、毎年利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

今年度は、昨年8月初旬から中旬にかけて5地区（村田、沼辺、小泉、足立、菅生）で利用状況調査を実施しました。

今後、利用状況調査を踏まえ、それぞれの状況に応じた対策を講じていくこととなります。

遊休農地の解消に向けて、農地の適切な管理等、農家の皆様のご理解ご協力をお願いします。



農地を適切に管理しましょう！

農地は貴重な財産であるとともに、食糧の生産や国土環境の維持など重要な役割をもっています。

農地を管理せず放置し続けた場合、雑草等が繁茂した農地は日当たりや風通しを妨げ病害虫の発生源や鳥獣被害の拡大になるなど、近隣の住宅の方に迷惑をかけることになり、周囲の農作物にも被害を及ぼすことが考えられます。

また、生い茂った草木によって見通しが悪くなるため、缶などのごみの投げ捨てや不法投棄場所になりやすく、火災や交通事故の原因にもなりかねません。

農地は一度耕作をやめて数年放置するといざ耕作しよう、貸し付けようとしても耕作できる状態に戻すには費用と労力がかかってしまいます。

所有者、耕作者の方は日頃から、除草・耕耘など適切な維持管理をお願いします。



農地の形質変更は届出が必要です

農地転用以外で、農地を農地として利用するため盛土等を行い、形質を変更するときは、事前に町農業委員会へ農地形質変更届出が必要です。

届出がなく、形質を変更すると農地法の違反転用となることがあります。変更する前に必ず届出を提出してください。

届出に必要な書類：農地形質変更届出書

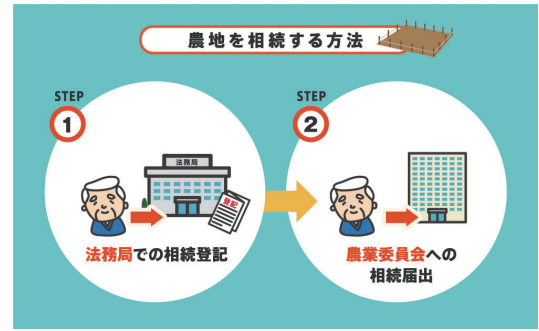
農地を相続したときは届出を！

相続で農地の権利を取得された方は、**法務局での所有権移転 登記完了後に農地のある市町村の農業委員会へ届出が必要です。**

また、賃借権が設定された農地の耕作者が死亡した場合は、耕作する権利は相続人に継承されます。

届出に必要な書類：

農地法第3条の3の規定による届出書



～「相続登記の義務化」が、令和6年4月1日から始まります！～

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共事業の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、**10万円以下の過料が科せられる場合があります。**

遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に登記をする必要があります。

また、**令和6年4月1日より前に相続した不動産**も、相続登記がされていないものは、**義務化の対象**になります（3年間の猶予期間があります）ので、要注意です。

早期の遺産分割が難しい場合には、**今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続き（※）を法務局で取る**ことによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続きは、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する簡易な手続きです。

○**相続登記**とは……土地や建物を所有していた方がなくなった場合、亡くなった方から遺産を相続した際に必要となる不動産の名義変更です。
手続きは法務局で行います。

○**所有者不明土地**とは…相続登記がされないこと等により、不動産登記簿をみても所有者が直ちに判明しないなどの土地。

※詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

◎法務省HP:所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し

URL https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html



相続ご挨拶…

…お世話になります

とうき
登記というのは、土地や
建物の持ち主自身がする
必要があるんだ。

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



農地の売買、貸し借り、転用は許可が必要です！

農地は、法律によって守られています。自己所有の農地であっても売買・貸し借り・転用を行う際は、事前に許可が必要です。

○農地の権利移転に関する手続きの概要（申請の前に必ず農業委員会にご相談ください）

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	備考
第3条	農地を耕作目的で売買、貸し借り、贈与するとき	農地の所有者及び権利の移転を受けるもの	村田町 農業委員会	資産保有や投資目的による権利の取得は許可されません。 ※令和5年4月1日から農地法の下限面積が廃止されました。 ※後継者への農地の名義変更でも必要です。（相続除く）
第4条	自分名義の農地を農地以外のものに転用（用途の変更）するとき	転用を行うもの（農地所有者）	宮城県知事	農地の場所によっては、転用が出来ない場合がありますので、事前に必ずご確認ください。 ※どんなに小さな面積でも許可が必要です。
第5条	他人名義の農地を買って、または借りて転用するとき	売主・貸主（農地所有者）及び買主・借主（転用事業者）		

※ 農地の形状変更（盛土や削土）も転用の許可が必要になる場合がありますので、事前にご相談ください。

※ 農地法の罰則が厳しくなっていますので、違反転用は絶対やめましょう。

※ 農地の相続をしたときは、農業委員会へ届出が必要となります。

農業者の未来を支える農業者年金

農業者年金の特徴

1 次の3つの要件を満たす方は誰でも加入できます
① 年間60日以上の農業従事
② 国民年金第1号被保険者
③ 60歳未満

2 積立方式・確定拠出型のため、財政的に安定した制度で少子高齢時代でも強くて安心

3 保険料はいつでも（月額2万円から6万7千円）自由に変更できます

4 「認定農業者で青色申告者」など、一定の要件を満たす担い手の方には保険料の国庫補助があります

5 支払った保険料（掛け金）の全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の節税につながる大きな税制上の優遇措置があります

6 年金は終身（生涯）受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなった場合でも死亡一時金が遺族に支給されます

詳しい内容、ご相談は農業委員会、JAまで